

平成29年第2回長瀬町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5月9日(火)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○町長提出議案の報告及び上程	6
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	7
・議案第22号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例の一部を改正する条例)	
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	10
・議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	13
・議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度長・町一般会計補正予算(第1号))	
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	14
・議案第25号 長瀬町教育委員会委員の任命について	
○日程の追加	15
○議長辞職の件	15
○議長退任の挨拶	16
○日程の追加	16
○議長の選挙	17
○議長就任の挨拶	18
○日程の追加	18
○副議長辞職の件	19
○副議長退任の挨拶	19
○日程の追加	19
○副議長の選挙	20
○副議長就任の挨拶	21

○日程の追加	2 1
○常任委員会委員の選任	2 1
○常任委員会正副委員長の互選	2 2
○日程の追加	2 2
○議会運営委員会委員の選任	2 3
○議会運営委員会正副委員長の互選	2 3
○日程の追加	2 3
○秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙	2 4
○日程の追加	2 4
○皆野・長瀬下水道組合議会議員の選挙	2 5
○町長挨拶	2 6
○閉 会	2 6

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第34号

平成29年第2回長瀬町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成29年5月1日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 平成29年5月9日(火)

2 場 所 長瀬町役場議場

3 付議事件

- (1) 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例の一部を改正する条例)
- (2) 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- (3) 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度長瀬町一般会計補正予算(第1号))
- (4) 議案第25号 長瀬町教育委員会委員の任命について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君		
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君		
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君	
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君	

不応招議員（なし）

平成29年第2回長瀬町議会臨時会 第1日

平成29年5月9日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長提出議案の報告及び上程
- 1、議案第22号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第23号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第24号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第25号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議長辞職の件
- 1、議長退任の挨拶
- 1、議長の選挙
- 1、議長就任の挨拶
- 1、副議長辞職の件
- 1、副議長退任の挨拶
- 1、副議長の選挙
- 1、副議長就任の挨拶
- 1、常任委員会委員の選任
- 1、常任委員会正副委員長の互選
- 1、議会運営委員会委員の選任
- 1、議会運営委員会正副委員長の互選
- 1、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 1、皆野・長瀬下水道組合議会議員の選挙
- 1、町長挨拶
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君	
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君	
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子	君	
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君	
教育長	野	口			清	君	総務課長	横	山	和	弘	君
企画財政課長	齊	藤	英	夫		君	税務課長	田	寫	俊	浩	君
教育次長	福	島	賢	一		君						

事務局職員出席者

事務局長	中	畝	健	一	書記	青	木	正	剛
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（新井利朗君） 皆さん、おはようございます。

今日は、平成29年第2回長瀬町議会臨時会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回長瀬町議会臨時会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（新井利朗君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱はご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（新井利朗君） 本臨時会において、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明等のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎町長挨拶

○議長（新井利朗君） 本臨時会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。平成29年第2回臨時議会を開会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多忙の中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ことしの桜は、3月に入り寒い日が続いたため、例年より咲き始めが遅かったのですが、その分、長く保ち、多くの方々が桜を堪能できたのではないかと考えております。長瀬町を囲む山々が美しい新緑に包まれ、花の里ではハナビシソウが咲き始め、1年で最も過ごしやすい季節になりました。

このような爽やかな季節とは裏腹に、朝鮮半島情勢は一層の緊迫を増しており、町としても、ミサイル発射情報が出た場合の有事に備え、避難方法等をホームページ等で周知しているところでございます。国と国との外交的努力で、平和的な解決をしていただきたいと願っている次第でございます。

さて、今議会でご審議いただきます案件は、専決処分承認案3件、人事案件1件の計4件でございます。慎重にご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての私の挨拶といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（新井利朗君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（新井利朗君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

1番 井上 悟 史 君

2番 田 村 勉 君

3番 野 原 隆 男 君

以上の3名をご指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（新井利朗君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

◇

◎町長提出議案の報告及び上程

○議長（新井利朗君） 日程第3、町長提出議案の報告及び上程を行います。

今期臨時会に町長から提出された議案は、議案第22号から議案第25号までの4件でございます。

議案は、お手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第4、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町税条例を改正する必要性が生じ、平成29年3月31日付で長瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明を申し上げます。

町長の提案理由の説明にございましたとおり、平成29年度税制改正に伴う地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されました。これに伴い、緊急に長瀬町税条例を改正する必要性が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町税条例の一部を改正する条例を平成29年3月31日に専決処分させていただき、同日、長瀬町条例第13号として公布し、平成29年4月1日から施行しているものでございます。

続いて、専決処分いたしました長瀬町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。主な改正内容でございますが、平成29年度税制改正に伴いまして、軽自動車税のグリーン化特例、軽課の適用期間が2年間延長されますこと、保育の受け皿整備の促進のため、固定資産税の特例措置を整備しますことなどでございます。

恐縮でございますが、お手元に配付してございます参考資料、議案第22号本則関係につきまして、長瀬町税条例新旧対照表によりご説明をさせていただきます。ご説明に当たりましては、根拠法令の改正により、法律の規定を引用している条項を変更するための改正や改正内容に影響のないものにつきましては説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

初めに、新旧対照表の1ページをごらんください。第33条は、所得割の課税標準でございますが、上場株式等の特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得につきまして、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告書が提出された場合には、個人住民税の申告書に記載された事項をもとに課税できるよう規定するものでございます。

7ページ中ほどをごらんください。第61条は、固定資産税の課税標準でございますが、第8項に、地方税法第349条の3の4、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例を追加するものでございます。

第61条の2は、法第349条の3第28項等の通称わがまち特例における条例で定める割合でございますが、保育の受け皿整備を促進するため、固定資産税の特例措置を規定するもので、第1項は家庭的保育事業、第2項は居宅訪問型保育事業、次ページ、第3項は事業所内保育事業を行う施設の固定資産税の課税標準をそれぞれ2分の1とするものでございます。

8ページ下をごらんください。第63条の3は、固定資産税の案分の申し出及び10ページ中ほどをごらんください。第74条の2は、被災住宅用地の申告でございますが、震災等に際し、被災市街地復興地域が定められた場合には、住宅用地に係る特例措置を適用できる期間を震災後4年度にするものでございます。

11ページ中ほどをごらんください。附則でございます。附則第5条は、個人町民税の所得割の非課税の範囲等でございますが、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」と名称を変更するものでございます。

12ページ中ほどをごらんください。附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の通称わがまち特例における条例で定める割合でございますが、13ページ中ほどをごらんください。第10項に企業主導型保育事業を行う施設の固定資産税の課税標準を2分の1とする規定を定めるものでございます。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、15ページ中ほどをごらんください。第9項の耐震改修、第10項の省エネ改修が行われた認定長期優良住宅等について、固定資産税の課税標準を翌1年度分に限り3分の1とする規定を追加するものでございます。

17ページをごらんください。附則第16条は、軽自動車税の税率の特例、いわゆるグリーン化特例、軽課でございますが、平成31年度分まで2年間延長するもので、第5項は税率を75%軽減する軽自動車について、次ページをごらんください。第6項は税率を50%軽減する軽自動車、第7項は税率を25%軽減する軽自動車について規定するものでございます。

附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例でございますが、自動車メーカーによる不正行為に起因して納付不足額が生じた場合における賦課徴収の特例について規定するものでございます。

20ページをごらんください。附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でございますが、当該特例の適用期限を平成29年度から32年度に3年間延長するものでございます。

続いて、25ページの参考資料、附則第5条関係、27ページの参考資料、附則第6条関係は、軽自動車のグリーン化特例の適用期限を2年間延長するため、今までに改正した長瀬町税条例の一部を改正する条例等について所要の改正を行うものでございます。

議案の8ページをごらんください。附則でございますが、第1条は、この条例の施行期日を平成29年4月1日と定めるものでございます。

ただし、第1号、附則第6条の軽自動車税のグリーン化特例の規定は条例の公布の日、第2号、附則第5条第1項の個人町民税の控除対象配偶者の定義変更及び附則第2条第2項の個人町民税に関する経過措置の規定につきましては平成31年1月1日、第3号、附則第5条の軽自動車税のグリーン化特例の規定は平成31年10月1日から施行するものでございます。

第2項以降につきましては、今回の条例改正に伴う経過措置を定めたものでございます。

以上で議案第22号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ただいまの説明、なかなか内容的にわからないところがあるのですが、まず1点だけ。

こちらの新旧対照表のほうに基づいてというのですか、29分の10ページのところに被災住宅用地の申告というところがありますよね。今、被災住宅用地の申告というところで、これは、当町でももしかして自然災害等が発生した場合も想定してこれを改正するということですよ。これはちょっと内容的にわからないところがあったので、この説明を、何か4年間、賦課期日を延ばすという、簡単に言えばそういうことですか。そういうことはないとは限らないので、そういう災害があったときに、これはちょっと、要するに、そういう、被災住宅用地を申告して初めてということですよ。町のほうで例えば大きな災害があったとすると、各個人個人がそれを申告するわけですよ。それに基づいてということですよ。だから、そうすると、こういう申告の用紙とか、そんなふうなことについても整備されていてということですよ。それは大丈夫なのですよ。では、そういうときにこういう賦課が4年間は延期されるということですよ。これによろしいということですよ。これにかかわっては、もう少し何かということではなくて、この条例の改正ということで、ここだけということですよ。では、それがわかれば、特に質問ということではないのですけれども、もう少し詳しく、ちょっとこのところを話していただければと思います。

○議長（新井利朗君） 税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） それでは、村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

第74条の2の被災住宅用地の申告についてのご質問でございますけれども、震災でもないのになぜ制度化していくのかというような趣旨のご説明になろうかと思っておりますけれども、熊本地震を初め災害が頻発していることを踏まえ、被災者等の不安を早期に解消して、復旧や復興の動きにおくれることなく税制上の対応を図る観点から、これまで地方税法の改正により改正をしてきました中で、あらかじめ制度化していくことが適当なものについて規定を常設化していくというふうな方向のものでございます。

現行制度におきましては、震災等により滅失、損壊した住宅の敷地であった土地、被災住宅用地でございますけれども、について、賦課期日、1月1日におきまして住宅が再建されていない場合であっても住宅用地特例が適用されるよう、震災等の発生後2年度分、その土地を住宅用地みなすことができる特例措置が講じられております。今回の税制改正におきましては、この被災住宅用地特例について、特例を適用できる期間を2年度分から4年度分に拡充するというところで改正のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 課長が受けとめ違ったのではないのかなと思うのですが、震災でもないのになぜというのではないのです。震災が起り得る可能性がある中で、こういうふうに変更したのですよねという質問だったわけです。だから、そこだけ誤解しないでください。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 説明はなかったのですが、ちょっとわからないので、ここをもう少し理解し

たいと思うのですが、新旧対照表の15ページのところで、改正後のところに、下段の（1）から（6）までありますけれども、1番の納税義務者の住所、氏名または名称及び個人番号または法人番号、個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名云々とあるのですが、個人番号を有しない者というのはどういう人を指しているのか、具体的にちょっとわかれば教えてもらいたいのですが。

○議長（新井利朗君） 税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） ご質問でございますけれども、個人番号あるいは法人番号を有しない者はどういうものかというようなご質問でございますが、ちょっとわかりかねますので、後ほどまた調べまして、もしわかるようでしたらば、この会議中にご答弁をさせていただきたいと思うのですが、ちょっと今の段階ですと、済みません、わからないのですが。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） それに関連して。

ちょっと疑問に思ったのは、有しない者というのは、全国民に渡しているわけですが、それが届かない人を対象にしているのか、あるいは認知症の人なんかがいるわけです。本人がそれを認識できない、こういう場合もあるし、いろんなケースがあるのだけれども、有しない者というのはどの辺のところまで言うのかをぜひ調べてもらって、教えていただきたいのです。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第5、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、平成29年3月31日付で長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由のご説明にございましたとおり、平成29年度税制改正に伴う地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されました。これに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成29年3月31日に専決処分させていただき、同日、長瀬町条例第14号として公布し、平成29年4月1日から施行しているものでございます。

続いて、専決処分いたしました長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。主な改正内容でございますが、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、引き上げを実施するものでございます。

恐縮でございますが、お手元にご配付してございます参考資料、議案第23号、長瀬町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明させていただきます。1ページをごらんください。第23条は、国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算出方法でございますが、第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を現行の「26万5,000円」から「27万円」に引き上げ、第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を現行の「48万円」から「49万円」に引き上げることにより、それぞれ軽減措置の対象者の拡大がされ、低所得者の負担軽減が図られるものでございます。

議案にお戻りいただきまして、附則でございます。第1項は、この条例の施行期日を平成29年4月1日と定めるものでございます。

第2項は、今回の条例改正に伴う適用区分を定めるものでございます。

以上で議案第23号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 2割軽減、5割軽減、もう一つ軽減率が、2つ、前は2割と4割軽減だったけれども、4割、6割軽減だったけれども、これが3つに変わったわけなのですか。

それで、こここのところで見ると、1人につき27万円を超えない額というの、これは5,000円の減額ではないけれども、ちょっと、算定の基準がなったから、これでオーケーなのですけれども。2割軽減の人が49万円と5割軽減の人が27万円となっているのですけれども、そのところの、私が理解できないというのではないのですけれども、どっちがどっちなのだからというので、ずっと、ここで見ると大体同じなのです。2と3のところ、規定する総所得金額、33万円、ここまでが全部同じで、1人につき49万円と27万円

というので、そうだから、そうすると、2割が一番大きいから、そんなことを言っても、世帯が少ないから、世帯、所得が少ないから、もっともっと少なく、48万円にしてあげますよ、それで、5割の方につきましても27万円ですとあげますよということで理解していいのですか。

それから、あと一つ、済みませんけれども、4割、6割軽減から何割と何割、2割と5割と、あと幾つになったのだから、それを教えてほしいと思います。

○議長（新井利朗君） 税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 軽減の内容につきましてのご質問でございますけれども、軽減のやり方につきましては、先ほど大島議員の仰せられたとおりでございます。

軽減でございますけれども、5割と2割のほかに、このほかに7割軽減がございます。その3つの方法の軽減で、国保税のほうは減免をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今の質問の、こういうあれで歓迎したいと思うのですけれども、これによって恩恵を受けるというか、世帯というのはどのくらいふえるのか。

それから、これによって予算がどのくらいなのかという問題が、わかれば教えてもらいたいのですが。

○議長（新井利朗君） 税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 田村議員のご質問にお答えさせていただきます。

このたびの改正でどのくらいの方が対象になるか、あるいは予算についてというふうなご質問でございますけれども、このたびの改正でどのくらいの方が対象になるかというのは、現在税額を計算している準備をしているところでございます。そういったところで、まだ数字、予算等についてはわかりませんが、金額を引き上げることでそれぞれ軽減の対象となる世帯が拡大するというふうに考えております。

ちなみに、平成28年度の賦課におきましては、5割、2割軽減額の方が、加入世帯、1,247世帯に対しまして361世帯、約29%となっております。また、7割軽減を加えました軽減される方の割合でございますけれども、683世帯、約55%となっております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第6、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ62万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を32億972万9,000円としたものであります。

補正内容は、歳入では国庫支出金及び財政調整基金繰入金が増額、歳出は企画総務費及び学校給食費を増額する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただき、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））につきましてご説明いたします。

主な内容につきましては、社会保障・税番号制度システム整備事業、学校給食配送等業務委託につきまして、事業実施までの期間が短く、緊急に予算を調製する必要が生じたので、平成29年4月26日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により一般会計予算を補正させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億972万9,000円とさせていただいたものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。まず、上段の歳入の補正でございますが、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第5目総務費国庫補助金、補正額30万2,000円増額で、第1節企画総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備に伴う国庫補助金でございます。

次に、第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金31万8,000円は、歳入の不足額を繰り入れさせていただいたものでございます。

続きまして、歳出の補正予算の内容につきましてご説明いたします。下の表をごらんください。第2款総務費、第2項企画費、第1目企画総務費、補正額32万4,000円増額は、社会保障・税番号制度に伴う総合運用テスト支援業務委託料で、番号制度施行に伴い、全国の自治体間で一斉に行われます総合運用テスト支援に伴う委託料でございます。今回の運用テストの期間が5月15日から5月26日の間に行われることが急遽決まり、委託契約等の事務手続等を早急に行う必要が生じたため、専決処分をさせていただいた

ものでございます。

続きまして、第10款教育費、第7項保健体育費、第3目学校給食費、補正額29万6,000円の増額は、第13節委託料で、学校給食センター技能員の体調不良による給食の配送業務に支障が生じているため、人員を手配するための経費でございます。今回、5月1日から夏休み前まで業務委託をするものでございます。人員確保等を早急に行う必要が生じたため、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上が今回専決処分をさせていただきました補正予算の内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第7、議案第25号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第25号 長瀬町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

教育委員の野口健一氏におかれまして、2月22日付で、家族の諸事情により2月28日をもって教育委員を辞任したい旨、辞表の提出がありました。大変残念でございますが、辞表を受理いたしました。また、2月28日には急遽臨時教育委員会が開催され、野口委員の辞任について同意されております。なお、後任の選任につきましては、辞職の同意から3月定例議会開会前1週間と、人選をするまでの期間が短かったことから、今臨時会への上程となったものです。

このようなことから、3月1日から欠員となっておりますが、その後任として田端祥邦氏を任命することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

田端祥邦氏は、宮沢区にお住まいで、昭和32年1月17日生まれの60歳であります。昭和54年3月に神奈川大学工学部を卒業後、民間会社を経て、昭和56年10月に家業である有限会社サンワイ電機を継ぎ、この間、長瀬町商工会青年部副部長、また平成24年10月から社会福祉法人長瀬福祉会特別養護老人ホームなが

とろ苑の事務長を3年11カ月務められ、退任、本年4月から社会福祉法人長瀬会高砂保育園の評議委員に就任し、現在に至っております。今回、今までの人生経験を生かし、教育行政の推進役としてご活躍いただけることと思います。

よろしくご審議のほど、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第25号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前10時00分

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。

◇

◎日程の追加

○副議長（野口健二君） 議長新井利朗君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（野口健二君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として、直ちに議題とすることに決定しました。

◇

◎議長辞職の件

○副議長（野口健二君） 追加日程第8、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、新井利朗君の退席を求めます。

〔9番 新井利朗君退席〕

○副議長（野口健二君） 事務局に辞職願を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○副議長（野口健二君） お諮りいたします。

新井利朗君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、新井利朗君の議長辞職を許可することに決定しました。

ここで、退席しておりました新井利朗君の出席を求めます。

〔9番 新井利朗君入場〕



◎議長退任の挨拶

○副議長（野口健二君） 議長の辞職を許可することに決定しましたので、退任の挨拶をお願いいたします。

○9番（新井利朗君） 議長退任のご挨拶をいたします。

この2年間、議長という大任を無事務めさせていただきましたのは、野口副議長を初め議員各位のご支援、ご協力のたまものと感謝いたしております。ありがとうございました。また、大澤町長を初め執行部の皆様には、誠心誠意、議会運営にご協力いただきましてありがとうございました。これからは、この2年間の経験を生かして、長瀬町の進展、住民の幸せのためにしっかりと努めさせていただきたいと存じます。

結びに、長瀬町の振興と関係皆様のご健勝、ご多幸をお祈りいたしまして、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）



◎日程の追加

○副議長（野口健二君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第9として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第9として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。



◎議長の選挙

○副議長（野口健二君） 追加日程第9、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（野口健二君） ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、井上悟史君及び2番、田村勉君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（野口健二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（野口健二君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（野口健二君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○副議長（野口健二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（野口健二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、井上悟史君及び2番、田村勉君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（野口健二君） 開票の結果をご報告いたします。

投票総数10票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票のうち

染野光谷君 6票

関口雅敬君 4票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は2.5票です。よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、最も得票数の多い染野光谷君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

- 副議長（野口健二君） ただいま当選されました染野光谷君が議場におられますので、長瀬町議会会議規則第33条第2項の規定により当選を告知いたします。



◎議長就任の挨拶

- 副議長（野口健二君） 染野光谷君に議長就任の挨拶をお願いいたします。
- 10番（染野光谷君） 選挙というものは、票をあけるまで心臓にきます。2年というものは早いものでございます。2年たちました。

議長という大役にご指名をいただき、ありがとうございます。浅学非才な染野ではございますが、町の発展、また議会運営に協力をいたし、皆様の、ますますの町の発展を願う一人の議長として、生まれ変わったつもりでやるつもりで、私も決意は決めておりました。大変な時期ではありますが、これからの長瀬、どのようにいくなかということを考え、人生もそう長くはありませんが、全力を投球してまいりたいと思います。足らないところは、皆様のご指導をいただき、ご協力願います。よろしく願います。ありがとうございました。（拍手）

- 副議長（野口健二君） これをもって、地方自治法第106条第1項の規定による議長の職務を終わります。新議長と交代いたします。
- 皆様のご協力、感謝いたします。大変ありがとうございました。
- 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

〔副議長、議長と交代〕

- 議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

- 議長（染野光谷君） ただいま副議長野口健二君から副議長の辞職願が提出されました。
- お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第10として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。
- よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第10として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎副議長辞職の件

○議長（染野光谷君） 追加日程第10、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、野口健二君の退席を求めます。

〔6番 野口健二君退席〕

○議長（染野光谷君） 事務局に辞職願を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（染野光谷君） お諮りいたします。

野口健二君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、野口健二君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、退席しております野口健二君の出席を求めます。

〔6番 野口健二君入場〕

◇

◎副議長退任の挨拶

○議長（染野光谷君） 副議長の辞職を許可することに決定いたしましたので、退任の挨拶をお願いいたします。

○6番（野口健二君） 議員の皆さん、町長を初め職員の皆さん、大変、2年間ありがとうございました。

早いもので、もう2年たちましたけれども、これからも町のために一生懸命やらさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。（拍手）

◇

◎日程の追加

○議長（染野光谷君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第11として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第11として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。



◎副議長の選挙

○議長（染野光谷君） 追加日程第11、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（染野光谷君） ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、野原隆男君及び4番、岩田務君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（染野光谷君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（染野光谷君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（染野光谷君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、野原隆男君及び4番、岩田務君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（染野光谷君） 開票の結果をご報告いたします。

投票総数10票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票のうち

岩田務君 6票

関口雅敬君 4票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、最も得票数の

多い岩田務君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

- 議長（染野光谷君） ただいま当選されました岩田務君が議場におられますので、長瀬町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

_____ ◇ _____

◎副議長就任の挨拶

- 議長（染野光谷君） 岩田務君に副議長就任の挨拶をお願いいたします。
- 4番（岩田 務君） ただいま副議長の要職に当選させていただきました岩田でございます。染野議長を支えるとともに、議会の公正公平かつ円滑な運営に努めてまいりたく存じます。
- 二元代表制のもと、議員の皆様とともに、議会の進展、町政の発展に尽力していくことをお誓い申し上げますとともに、皆様にご協力をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。（拍手）

_____ ◇ _____

◎日程の追加

- 議長（染野光谷君） お諮りいたします。
- 常任委員会委員の任期が満了となりました。常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第12として、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。
- よって、常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第12として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

_____ ◇ _____

◎常任委員会委員の選任

- 議長（染野光谷君） 追加日程第12、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。
- お諮りいたします。本件については、各自の希望をとり、調整の上、委員会構成をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。
- よって、各自の希望をとって委員会を構成することにいたします。
- その間、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時25分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員については、議長から指名いたします。

総務教育常任委員会委員は、井上悟史君、新井利朗君、田村勉君、村田徹也君、染野光谷君。

経済観光常任委員会委員は、野原隆男君、関口雅敬君、岩田務君、野口健二君、大島瑠美子君。

以上のとおり指名いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は以上のとおり決定いたしました。

次に、各常任委員会において正副委員長の互選を休憩中をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎常任委員会正副委員長の互選

○議長（染野光谷君） 各常任委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

総務教育常任委員会委員長 井上悟史君

副委員長 新井利朗君

経済観光常任委員会委員長 関口雅敬君

副委員長 野原隆男君

以上のとおり決定いたしました。

◇

◎日程の追加

○議長（染野光谷君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員の任期が満了となりました。議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第13として、直ちに議題としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第13として、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎議会運営委員会委員の選任

○議長（染野光谷君） 追加日程第13、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

長瀬町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長からご指名申し上げます。

1番、井上悟史君、3番、野原隆男君、5番、村田徹也君、7番、関口雅敬君、8番、大島瑠美子君、9番、新井利朗君。

以上のとおりご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は以上のとおり決定いたしました。

次に、議会運営委員会において、正副委員長長の互選を休憩中をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議会運営委員会正副委員長長の互選

○議長（染野光谷君） 議会運営委員会の正副委員長長の互選の結果についてご報告いたします。

委員長 新井利朗君

副委員長 野原隆男君

以上のとおり決定いたしました。



◎日程の追加

○議長（染野光谷君） 次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の岩田務君が組合議会議員の辞職願を秩父広域市町村圏組合議会議長に提出し、許可されました。

お諮りいたします。秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第14として、直ち

に選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第14として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。



◎秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（染野光谷君） 追加日程第14、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名については、議長から指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

秩父広域市町村圏組合議会議員に野口健二君をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長から指名いたしました野口健二君を当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、野口健二君が秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました野口健二君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選を告知いたします。



◎日程の追加

○議長（染野光谷君） 私、染野光谷が皆野・長瀬下水道組合議会議員をお世話になっておりましたが、議長の職につきましたので、組合議会議員の辞職願を皆野・長瀬下水道組合議会議長に提出し、辞職が許可されました。

お諮りいたします。皆野・長瀬下水道組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第15として、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、皆野・長瀬下水道組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第15として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。



◎皆野・長瀬下水道組合議会議員の選挙

○議長（染野光谷君） 追加日程第15、皆野・長瀬下水道組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名については、議長から指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

皆野・長瀬下水道組合議会議員に井上悟史君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長から指名いたしました井上悟史君を当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、井上悟史君が皆野・長瀬下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました井上悟史君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選を告知いたします。

○議長（染野光谷君） 税務課長。

先ほどの回答を説明するそうですから。

○税務課長（田嶋俊浩君） 先ほど田村議員からご質問がございました、個人番号または法人番号を有しない者についてのご質問でございますけれども、そちらにつきましては、個人番号の場合ですけれども、共有名義の住宅、そういうような場合については番号を付さないようなケースがございます。それと、法人番号につきましては、人格のない社団については法人番号がつかない、また外国に本店がある法人、いわゆる外国法人でございますけれども、そういったところには、設立登記のない法人に該当するため、国内事務所に支店登記したのみでは法人番号が指定されないというふうなケースがあるようでございます。

以上でございます。

〔済みません、質問、いいですか。個人のほうがちょっとわからなかったのですけれども、何を言っていたか。個人のほうが。法人はわかったのですけれども〕という人あり〕

○議長（染野光谷君） 税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 個人番号のほうがよくわからなかったというふうなご質問でございますので、個人番号の場合、共有名義の住宅、例えばA外1名というような場合については個人番号がつきませんので、そういう場合が想定されます。例えば誰の誰ベエ外1名という場合には個人番号はつきませんので、そういったケースが考えられます。

以上でございます。

〔「共有」と言う人あり〕

○税務課長（田嶋俊浩君） はい、共有です。



◎町長挨拶

○議長（染野光谷君） 以上で今期臨時会における議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 臨時議会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、議長選挙を初め議会構成等も決まり、まことにおめでとうございます。本日就任されました染野光谷議会議長を中心に、町民の期待に応えるべく、町政の発展のためご尽力いただきますよう、よろしく願いをいたします。

また、今議会では町政の重要案件4議案を提出いたしました。慎重にご審議をいただき、議決等をいただき、まことにありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見やご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

最後になりますが、気持ちのよい新緑の時期が過ぎますと、うっとうしい梅雨の季節を迎えます。皆様には、健康にご留意され、また町政の進展のため、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上をもちまして、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（染野光谷君） これをもちまして、平成29年第2回長瀬町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年7月11日

議 長 染 野 光 谷

前 議 長 新 井 利 朗

前 副 議 長 野 口 健 二

署 名 議 員 井 上 悟 史

署 名 議 員 田 村 勉

署 名 議 員 野 原 隆 男